

公会堂条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第24号

公会堂条例施行規則の一部を改正する規則

公会堂条例施行規則（平成17年岩手県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分	単位	附属の設備の利用料金の上限額							
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分 から21時 30分まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで		
附属 の設 備	舞台 設備	金びょうぶ	1 双	円 2,020	円 2,020	円 2,020	円 4,040	円 4,040	円 6,060
		銀びょうぶ	1 双	2,020	2,020	2,020	4,040	4,040	6,060
		白びょうぶ	1 双	2,020	2,020	2,020	4,040	4,040	6,060
		テーブル掛	1 枚	80	80	80	160	160	240
		取外し机	1 脚	40	40	40	80	80	120
		普通椅子	1 脚	40	40	40	80	80	120
		平台	1 枚	120	120	120	240	240	360
		演台	1 台	460	460	460	920	920	1,380
		譜面台	1 台	40	40	40	80	80	120
		指揮台	1 個	40	40	40	80	80	120
		上敷	1 組 (5 枚)	480	480	480	960	960	1,440
		扇風機	1 台	480	610	610	1,090	1,220	1,700
		水平幕	1 張	680	680	680	1,360	1,360	2,040
照明 設備	ボーダーライト（第1）	1 式	790	1,190	1,190	1,980	2,380	3,170	
	ボーダーライト（第2）	1 式	760	870	870	1,630	1,740	2,500	
	水平ライト	1 式	760	870	870	1,630	1,740	2,500	
	ロー水平ライト	1 式	730	870	870	1,600	1,740	2,470	
	アークピンスポットライト	1 台	2,870	3,500	3,500	6,370	7,000	9,870	
	ロングスポットライト（1.5キロワット）	1 台	1,680	2,020	2,020	3,700	4,040	5,720	
	プロジェクタースポットライト（1.5キロワット）	1 台	1,580	1,880	1,880	3,460	3,760	5,340	
	ピンスポットライト（1キロワット）	1 台	870	1,050	1,050	1,920	2,100	2,970	
	スポットライト（1キロワット）	1 台	870	1,050	1,050	1,920	2,100	2,970	
スポットライト（500ワット）	1 台	470	540	540	1,010	1,080	1,550		

	ミラーボール	1式	680	780	780	1,460	1,560	2,240
放送 設備	大型拡声器（マイクロホン2本付き）	1式	1,830	2,250	2,250	4,080	4,500	6,330
	マイクロホン	1本	410	480	480	890	960	1,370
	ワイヤレスアンプ（マイクロホン2本付き）	1式	1,830	2,140	2,140	3,970	4,280	6,110
	レコードプレーヤー	1台	480	610	610	1,090	1,220	1,700
	テープレコーダー	1台	1,830	2,140	2,140	3,970	4,280	6,110
その 他の 設備	スクリーン（大ホール）	1張	1,330	1,330	1,330	2,660	2,660	3,990
	スクリーン（会議室）	1台	230	230	230	460	460	690
	ピアノ（大型）	1台	使用1回ごとに、使用時間が、4時間以内の場合は12,120円、4時間を超え10時間以内の場合は17,200円、10時間を超える場合は22,320円					
	ピアノ（中型）	1台	使用1回ごとに、使用時間が、4時間以内の場合は3,850円、4時間を超え10時間以内の場合は5,560円、10時間を超える場合は7,500円					
電気料		1kwh までごと に						30円

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。